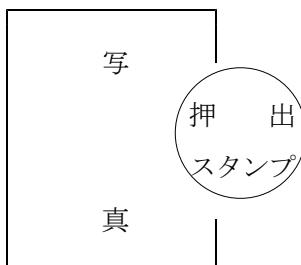


第 号

消費者安全法第11条の24第1項の規定により立入調査等をする職員の

身 分 証 明 証



官職及び氏名

年 月 日 生

年 月 日 付 付

消費者庁長官

印

(裏面)

消費者安全法抜粋

(報告、立入調査等)

第十一條の二十四 内閣総理大臣は、試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対し、試験業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該登録試験機関の事務所に立ち入り、試験業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

- 2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 大きさは、日本工業規格B 8 又は日本工業規格X6301「識別カード—物理的特性」の4.5 I D — 1とする。